

**令和3年度マーケット・イン型養殖業等実証事業（資材・機材の導入費支援）
応募資料作成要領 【貝類養殖・藻類養殖・陸上養殖】**

本書は、令和3年度マーケット・イン型養殖業等実証事業（資材・機材の導入費支援）（以下、事業という。）に養殖経営体、養殖経営グループ（以下、応募者という。）が応募する際に提出する応募資料（養殖業改善計画書）の作成要領を取りまとめたものである。

1 応募者が提出すべき資料

| 支援内容 | 応募書類 |
|-------------|---|
| 資材・機材の導入費支援 | ①養殖業改善計画の認定申請書（別紙様式3） 漁業改革推進集中プロジェクト運営事業実施要領【別記様式第23号】 ②養殖業改善計画書（外部評価結果を踏まえて修正されたもの）（別紙様式1） ③収支計画書（書式例1）及び各科目の算出根拠資料 ④3事業期間の養殖サイクルと資機材導入計画（書式例2） ⑤導入予定の資材・機材のリスト（性能、形状、主要材質、数量、金額及び導入効果等をまとめたもの）（書式例3） ⑥選定理由書（書式例4）、及び見積書（原則3社以上） ⑦外部機関による事業性評価書の写し ⑧応募者の事業内容や実績が分かる書類、定款、財務諸表、会社パンフレット等（個人事業者の場合はそれに準ずるもの） |

2 養殖業改善計画書（外部評価結果を踏まえて修正）の作成

（1）作成に当たって

応募者は、事業性評価書の結果を踏まえて、需要に応じた生産を行う養殖業（マーケット・イン型養殖業）を実現するため、個々の経営体が生産管理と経営を改善するために外部評価費支援応募時に作成された養殖業改善計画を見直してください。

マーケット・イン型養殖業への転換に必要と認められない資材・機材の導入については、支援の対象外になる可能性がありますので注意してください。

（2）養殖業改善計画書（外部評価結果を踏まえて修正）

改善計画書の修正に当たっては、各設問の回答は、様式の各設問の枠の大きさに拘らずに記入してください。

外部評価結果を踏まえて修正した箇所や追記箇所は、従前の養殖改善計画書の内容と判別が容易なように朱記書きや下線付きで記入してください。

① 応募経営体名等の記入（養殖業改善計画書様式 P1）

ア 応募者が養殖経営体又は養殖経営グループの場合には、別紙様式1の1ページの上段に内容を記入してください。

イ 応募者が養殖経営体又は養殖経営グループ以外の場合には、別紙様式1の1ページの上段に養殖経営体又はグループの内容を記入し、下段に代理申請者の内容を記入してください。

② 設問1（あなたの養殖経営に関する現状認識や経営改善の意思等、項目ごとにPRしてください。）（養殖業改善計画書様式 P2）

- ア 「養殖業事業性評価ガイドライン」～貝類養殖～、～藻類養殖～、～陸上養殖～
(2021年4月水産庁)の第三章「事業性評価の項目と評価手法」を参考に記入してください。
- イ 事業性評価結果を踏まえて改善したいと考える内容を追記してください。
- ③ 設問2 (需要(顧客が必要とする価値の提供)を意識した生産等に関する設問)(養殖業改善計画書様式 P2)
- ア 「養殖業事業性評価ガイドライン」(2021年4月水産庁)の第一章、第二章を参考に記入してください。
- イ 応募者の事業計画を記入してください。その際に3事業期間の養殖サイクルを記載するとともに、マーケット・イン型養殖業に転換するために実証事業に必要な資材・機材の導入計画を記入してください。(書式例2)
- ウ 資材・機材の導入費支援で導入する資材・機材の品目(仕様含む)、数量、金額(消費税抜き)、導入時期などを(書式例3)に記入してください。また、資材・機材の導入によりどのような効果が得られるのかについて、必ず記入してください。なお、応募者がグループの場合には、誰がどの資材・機材を使用するのかも分かるように記入してください。
- エ 資材・機材を選定した理由を(書式例4)に記入してください。また、見積書(原則3社以上)を提出してください。なお、3社以上の見積書が添付できない場合にはその理由書を作成して提出してください。(書式例5)
- ④ 設問3 (養殖のバリューチェーンで付加価値を高めるための取引形態等に関する設問)(養殖業改善計画書様式 P2)
- ア 「養殖業事業性評価ガイドライン」(2021年4月水産庁)の第一章、第二章を参考に記入してください。
- ⑤ 設問4 (養殖業改善計画書様式 P3)
- ア 各設問に対して現在の率直な意思、予定、希望に沿って記入してください。
- ⑥ 設問5 (貴経営体の体制に関する設問)(養殖業改善計画書様式 P4)
- ア 本事業の実証に際しての事業実施体制及び会計処理体制について記入してください。
- イ 特に応募者が養殖経営グループの場合には、グループと養殖経営体との関係性などが分かるように明記してください(別紙でも可)。
- ⑦ 設問6 (資機材導入による効果について今後5年間の収支計画の見通しに関する設問)(養殖業改善計画書様式 P4)
- ア 本事業の実証に際しての資材・機材導入による効果を現状と比較した数値目標として明確に設定し、その根拠となる概ね向こう5年間(実証を行う3事業期間を含む期間)の収支計画の見通し等について記入してください。収支計画の見通しは、収支計画表(書式例1)を参考に作成してください。
- イ 資材・機材の導入によりどのような成果、結果が得られるのかを記入してください。(書式例3)
- ⑧ その他
- ア 養殖業改善計画書(別紙様式1)に記入する以外に参考となる資料の添付を可とします。

- イ 養殖業改善計画書（別紙様式1）によらず独自の書式で申請することは可能です。ただし、本様式で求めた質問事項を満たしていない場合、形式要件が満たされていないとして採択不可となります。

※「養殖業事業性評価ガイドライン」は次の URL（水産庁の HP）で公開されています。

<https://www.jfa.maff.go.jp/j/saibai/yousyoku/jigyoseihyoka.html>

（3）応募に当たっての留意事項

- ア 公募要領で定める「3-3. 養殖業改善計画書等の提出に当たっての注意事項」に留意して提出してください。

- イ 応募のあった養殖業改善計画書が認定後、実証事業を実施する際には【別記様式第 1-3号】もうかる漁業創設支援事業実施計画書の提出が求められます。

http://www.fpo.jf-net.ne.jp/gyoumu/hojyogijyo/01kozo/kozo_yoshiki.html

- ウ 【別記様式第 1-3号】もうかる漁業創設支援事業実施計画書の記載項目には、5. 実証項目や 6. 目標（KPI）の設定などがあります。これらの、記載項目を想定して、養殖業改善計画書の設問 2 や設問 6 について検討の上記入してください。

- エ また、もうかる漁業創設支援事業の各事業期間が終了後に、【別記様式第 3-2号】もうかる漁業創設支援事業実証結果報告書の提出が求められます。

http://www.fpo.jf-net.ne.jp/gyoumu/hojyogijyo/01kozo/kozo_yoshiki.html

- オ 【別記様式第 3-2号】もうかる漁業創設支援事業実証結果報告書の記載項目には、4. 取組結果の検証として実施計画書の記載項目（実証項目及び目標（KPI）の設定）に対して、目標の達成率や取組内容や事業効果などについて検証結果の記入が求められます。そのため、適切な事業計画の運営や実証事業計画書の策定が重要となります。

- カ 資材・機材の導入費支援費の対象となる資機材は、令和 3 年度マーケット・イン型養殖業等実証事業公募要領 P12（資料 2）経費の説明、②資材・機材の導入費支援にあるとおりです。また、同（資料 2）の＜注意事項＞に留意してください。

- キ 申請後の資材・機材の変更は一切認めません。予め納品時期等に留意してください。

- ク マーケット・イン型養殖業への転換に必要な餌飼料などの消耗品・資材を導入対象とする場合は、交付決定の日から 1 年間の内に、実証事業に使用したものが補助対象になります。

- ケ 当該補助金で購入した餌は、セーフティネット事業の購入実績数量の対象外となります。

以上